平成２５年（フ）第５９号
山口県宇部市西宇部北２丁目５番54―202号、従前の住所山口県宇部市大字際波1202番地３
破産者　岩本　慶了
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２１７号
香川県高松市生島町508番地
破産者　生西　幸利
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８１１号
北九州市八幡西区大字野面1682番地１、住民票上の住所北九州市八幡西区穴生１丁目18番５―1101号
破産者　飯野　裕子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５９号
佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池346番地１
破産者　山﨑登喜枝
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目13番22号　芙蓉ハイツ101号、開始決定時の住居表示鹿児島県鹿児島市和田町179番地　芙蓉ハイツ101号
破産者　中野　輝彦
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目46番５号　パークヒルズ池田401号
破産者　福本さち子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９号
岩手県花巻市石鳥谷町滝田第19地割102番地１
破産者　継枝　久子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８０号
岩手県花巻市東和町宮田２区200番地、前住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第62地割119番地
破産者　平野　千春（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第９９号
茨城県稲敷市桑山133番地７
破産者　野口　幸二
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
新潟県長岡市仲子町５番９号
破産者　西川　敏夫
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
石川県小松市安宅町ル１番地28　特別養護老人ホームあたかの郷、住民票上の住所石川県小松市末広町39番地　新末広町住宅１棟116、破産手続開始決定時の住民票上の住所石川県小松市島田町庚116番地
破産者　藤島織ネーム工場こと　藤島　雅博
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２０６号
山梨県大月市笹子町黒野田1315番地６
破産者　平井　一美
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
長野県諏訪市大字上諏訪8315番地８、開始決定時の住所長野県茅野市湖東7205番地５
破産者　水橋　貴志
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２７６号
静岡県沼津市大岡418番地　よいや荘204号室、破産手続開始時の住所静岡県沼津市新沢田町15番36―506号
破産者　菊地　　嗣
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
愛知県稲沢市朝府町７番10―207号
破産者　大野　明文
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４４１号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
破産者　高橋　正人
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係